

小規模型

試作開発等

働生産性)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。
※³ 小規模企業者・小規模事業者注5、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率:2/3以内。
・設備投資 :必要
・補助対象経費 :
機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費
・その他
複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で500万円)。

・概要:小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発(設備等を伴わない試作開発等を含む)を支援
・補助額:100万円~500万円
・補助率:1/2以内(※¹、※²、※³)
※¹ 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、平成31年1月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。
※² 3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」(=「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。
※³ 小規模企業者・小規模事業者注5、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率:2/3以内。
・設備投資 :可能(必須ではない)
・補助対象経費:
機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費
・その他
複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で500万円)。

る専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(共同申請の場合は全体で30万円までの増額とする。)

◎特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる形態(1)・(2)に応じた要件を満たすこととします。

(1) 特定非営利活動法人単体で申請を行う場合

法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。また、交付決定時までには本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること

(2) 特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合

- ①共同申請の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること。
- ②特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請を構成する法人の中の最高額とはならないこと。